

第34回袖ヶ浦市農業委員会総会議事録

- 1 開催月日 平成24年11月20日(火)午後3時00分
- 2 開催場所 袖ヶ浦市役所旧館3階大会議室
- 3 定数及び出席委員数 定員27名 現員26名
- 4 出席委員 21名
 - 1番 花澤 信一 2番 鈴木 俊郎 3番 平戸 正己
 - 4番 古川 晃市 5番 葛田 秀治 6番 武内 章一
 - 7番 小川 良夫 8番 長谷川 良二 10番 伊井 勝實
 - 11番 鳥海 夫男 12番 鈴木 弥須雄 13番 長谷川 重義
 - 15番 葛田 吉弥 17番 御園 豊 19番 榎本 雅司
 - 20番 勝畑 孟志 22番 渡辺 喜一 23番 前橋 勇
 - 25番 高橋 一夫 26番 川名 康夫 27番 石井 清治
- 5 欠席委員 5名
 - 14番 鶴岡 公一 16番 石井 文夫 18番 藤井 幸光
 - 21番 飯塚 健史 24番 川島 三夫
- 6 出席事務職員 3名
 - 小藤田事務局長 佐久間主幹 鈴木主査

◎開 会

平成24年11月20日午後3時00分 開会

○議長（勝畑孟志君） ただいまより第34回農業委員会総会を開催いたします。

本日の出席委員は、26名中21名出席でございますので、会議は成立しております。

次に、欠席委員の報告を申し上げます。14番、鶴岡公一委員、16番、石井文夫委員、18番、藤井幸光委員、21番、飯塚健史委員、24番、川島三夫委員でございます。

◎議事録署名委員の指名

○議長（勝畑孟志君） 日程第1、議事録署名人の指名を行います。

17番、御園豊委員、19番、榎本雅司委員を指名いたします。

◎議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

○議長（勝畑孟志君） 日程第2、これより議案の審査を行います。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請を議題といたします。

議案第1号の1について、事務局の説明を求めます。

鈴木君、お願いします。

○事務局（鈴木良宏君） 事務局、鈴木です。それでは、議案第1号の1についてご説明申し上げます。

本件申請内容につきましては、申請理由は、自宅からも近く、耕作に便利であるとのことから、当該土地を取得して農業経営の拡大を図りたいとのことです。場所は、野里字上谷、三角です。現地を確認いたしましたところ、耕うんされておりました。

会議資料1ページをごらんください。所有農地及び耕作地に関する申告書です。農地法第3条の許可基準につきましては、全部効率利用要件につきましては、遊休農地はありますが、湿田で水利の悪い土地や狭小で耕作に向かない土地等とのことです。農機具等については、トラクター、コンバイン、田植機、乾燥機、農用車を所有しており、もみすりは委託しているとのことです。農作業常時従事日数につきましては150日です。下限耕作面積要件につきましては、営農面積は50アール要件を満たしております。地域との調和要件につきましては、これまでどおり水稻を作付し、農薬の使用等については、地域の防除基準に従うとのことです。

説明は以上です。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（勝畑孟志君） 事務局の説明が終わりましたので、次に地元委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

22番、渡辺喜一委員、お願いします。

○22番（渡辺喜一君） 11月18日日曜日の10時に、代理人の○さん、そして権利者の○○さんと立ち会いのもと現場確認しました、先ほど事務局が言われたとおり、これは耕作されており、刈り取り後1

回目の田をうなっているような状況で、きれいな状態で、特に問題はありませんでした。それで、この場所なのですけれども、資料を見ればわかるのですけれども、野里の〇〇〇〇番のほうは、スーパーの〇〇から北東400メートルぐらいの場所にある田んぼです。それから、もう一枚の〇〇〇〇—〇のほうと議案第1号の2の〇〇〇〇—〇は、〇〇〇〇の東側約300メートルぐらいの地点にある田んぼです。それから、あとは農機具とか耕作面積とか、その辺は今事務局が言われたとおりです。それから、あとは耕作放棄地のほうは、若干事務局のほうは7月云々と言われましたけれども、現場説明では、何か生産調整でかなり耕作放棄地があるということなのですけれども、それもしかし保全管理をして、定期的に草を刈っているというところなんです。そういう話はしていましたので、私が見る限りでは特に問題はないと思いますので、皆さんのご審議をお願いします。

以上です。

○議長（勝畑孟志君） 説明が終了いたしましたので、これより質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（勝畑孟志君） 質疑はないようですので、質疑を打ち切り、直ちに採決をいたします。

議案第1号の1について賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（勝畑孟志君） 賛成全員でございます。

よって、議案第1号の1については許可と決定します。

次に、議案第1号の2について、事務局の説明を求めます。

鈴木君、お願いします。

○事務局（鈴木良宏君） 事務局、鈴木です。それでは、議案第1号の2について申し上げます。

本件申請内容につきましては、申請理由は、自宅からも近く、耕作に便利であるとのことから、当該土地を取得して農業経営の拡大を図りたいとのことです。場所は、野里字三角です。現地を確認いたしましたところ、耕うんされておりました。

3条の許可基準につきましては、議案第1号の1のとおりでございますので、省略させていただきます。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（勝畑孟志君） 事務局の説明が終わりました。

地元委員の意見及び現地調査につきましては、先ほど1の1におきまして渡辺委員より説明がございましたので、地元委員の説明は先ほどの説明に該当していただきたいと思っております。

これより質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（勝畑孟志君） 質疑はないようですので、質疑を打ち切り直ちに採決をいたします。

議案第1号の2について、賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（勝畑孟志君） 賛成全員でございます。

よって、議案第1号の2については許可と決定します。

次に、議案第1号の3を議題といたしますが、議案第1号の3ないし議案第1号の6については、関連がありますので、議案第1号の3ないし議案第1号の6について、一括して事務局の説明を求めます。

鈴木君、お願いします。

○事務局（鈴木良宏君） 事務局、鈴木です。それでは、議案第1号の3ないし議案第1号の6についてご説明申し上げます。

本件申請内容につきましては、場所は、横田字下武田、こちらが売買でございます。横田字下三町目及び字惣代町、字下大坪が賃貸借権の設定で、賃貸借期間は10年となります。申請理由は、新規就農による当該土地を取得及び借り受けしての新規就農でございます。現地を確認いたしましたところ、管理、耕作等されておりました。

会議資料5ページをごらんください。申請者の営農計画書です。農地法第3条の許可基準につきましては、全部効率利用要件につきましては、新規就農であり、経営耕地はありませんが、申請地は耕作されている土地や草刈り等して管理されております。農業用機械は、トラクター、耕うん機、田植機は親戚より借用し、今後トラクター、コンバイン等を調達していく予定とのことです。

農作業常時従事日数につきましては、世帯で200日を見込んでいるとのことです。下限面積要件につきましては、所有権移転と賃貸借権の設定により、50アール要件を満たしております。

地域との調和要件につきましては、権利取得後は、地域の農地利用調整に協力し、農薬の使用方法等については地域の防除基準に従うとのことです。

説明は以上です。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（勝畑孟志君） 事務局の説明が終わりました。

本案件につきましては、14日に運営委員会を開催しておりますので、運営委員会委員長に審議の内容及び結果につきまして報告をしていただきます。

・橋運営委員会委員長、お願いします。

○運営委員会委員長（高橋一夫君） 高橋です。それでは、報告いたします。

運営委員会におきまして、議案第1号の3ないし6の所有権移転及び賃貸借権の設定に関しまして、11月14日の午後2時より運営委員6名と地元委員1名及び事務局において申請人立ち会いのもと現地確認を行い、その後3時過ぎから審議会を開き審議をいたしましたので、その内容と結果についてご報告いたします。

現地では、申請人から説明を受け、審査会では事務局から申請の内容の説明を受け、申請人に各運営委員からの質疑にお答えをいただきました。今回申請人は、農地法第3条による所有権移転と賃借権の設定により農業を始めたいということですので、新規就農者の営農意欲、営農能力、収支計画及び資金計画等に留意して審査をいたしました。

審議では、申請人が権利の移転と設定を受けたいとする土地の利用方法や作付する作物の内容、農業用機械等の取得を含めた資金計画及び営農計画などについて協議し、水利関係などについては、地元の委員に確認を行いました。申請人につきましては、営農意欲がうかがえること、耕作する地域においては地元と協力するとのことであり、営農計画についても妥当であると思われま

す。採決の結果につきましては、賛成多数により可決すべきものと決定いたしました。以上、報告します。

それと、自分の感じたのをつけ加えますと、前回先送りしましたので、一応取り下げという形で両者が聞いてくれましたので、今回は本人も大分自重して、その後もきちっとしていましたし、農業をやる意欲が大分見えた、こういう状況です。

以上、報告いたします。

○議長（勝畑孟志君） 報告が終わりましたので、これより質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

御園委員。

○17番（御園 豊君） 17番、御園でございます。位置図の16ページ、この申請地の現況は現在何になっているか、ちょっと教えていただきたいのですけれども。

○議長（勝畑孟志君） 事務局。

○事務局（鈴木良宏君） 耕作が終わって、刈り取りが済んでいる状態になっております。

○17番（御園 豊君） 端的に言えば何ですか。

○事務局（鈴木良宏君） はい、水田です。

○議長（勝畑孟志君） ほかにございますか。

前橋委員。

○23番（前橋 勇君） 前回取り下げまして、今回は委員会にかけているというのは、どこがどういふうに前進ある申請になるのでしょうか、それをお聞きしたいと思います。

○議長（勝畑孟志君） 事務局。

○事務局（鈴木良宏君） 事務局、鈴木です。今回申請人におきましては、前回の運営委員会の中での質問や意見、それから、みずからの経営方針と今後の農業経営を再度見直しし、営農計画等につきましても、君津農業事務所に相談しながら改めて作成をし直しました。そして、以前また水利とかそういったことで確認をさせていただいた土地等につきましても、そちらの土地と利用について、もう一度再検討し、畑として使えたらということで営農計画を作成し、耕作をする予定とのこと

と、以前通作がちょっと不便ではないかというご意見をいただいた場所につきましては、改めて再度見直しをして、耕地の集約をして、横田の圃場にまとめているという状況でございます。

以上でございます。

○議長（勝畑孟志君） ほかにございますか。

前橋委員。

○23番（前橋 勇君） そうしますと、では前回の申請地は、何か変更があったのでしょうか。

○事務局（鈴木良宏君） 前回前橋委員にも見ていただいた下根岸のほうの土地につきましては、今回そちらのほうは外して、横田のほうに農地を集約した形で改めて申請をし直すということで申請がありました。

○議長（勝畑孟志君） ほかにございますか。

榎本委員。

○19番（榎本雅司君） 10ページの世帯員のところの職業のところ、5ページのほうには自営業と農業という人と、14ページのほうは、これは職業会社役員になっています。これ自営なのか、それとも会社役員、それで注意深く見ると、経営もやっていたという。

○議長（勝畑孟志君） 事務局。

○事務局（鈴木良宏君） 済みません。そこのところちょっと注意の記載のところ、私どものほうの確認が至りませんで申しわけありませんでした。会社を営んでおるということで、その中で一応、みずから会社を営んでいるという方という形になります。一応建築資材の取り扱いをしている会社を営んでいるという話を伺っております。

○19番（榎本雅司君） 地元でやっているのですか、それとも他市でやっているのですか。

○議長（勝畑孟志君） 事務局。

○事務局（鈴木良宏君） 事業所の場所までちょっと自分確認しておりませんでしたので、済みませんでした。

○議長（勝畑孟志君） ほかにございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（勝畑孟志君） 質疑はないようですので、質疑を打ち切り、直ちに採決いたします。

議案第1号の3ないし議案第1号の6について、賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（勝畑孟志君） 賛成多数でございます。

よって、議案第1号の3ないし議案第1号の6については許可と決定します。

◎議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請

○議長（勝畑孟志君） 次に、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請を議題といたします。

議案第2号の1について、事務局の説明を求めます。

佐久間君、お願いします。

○事務局（佐久間 章君） 議案第2号の1についてご説明申し上げます。

本件は、木更津市の法人が資材置き場用地に転用したいという案件でしたが、昨日君津農業事務所の担当者と転用申請の現地を確認しました。その結果、当該地につきましては、第1種農地と思われるために、許可の可能性を県の本課と協議したいということで保留にさせていただきたいとのことでした。

以上のようなことから、本案件につきましては、審議保留としていただきたいと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（勝畑孟志君） 議案第2号について、事務局から審議を保留したいとの説明がありました。

よって、議案第2号の1について、審議を保留することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（勝畑孟志君） 賛成全員でございます。

よって、議案第2号の1については保留といたします。

次に、議案第2号の2について、事務局の説明を求めます。

佐久間君、お願いします。

○事務局（佐久間 章君） 議案第2号の2についてご説明申し上げます。

本件は、市内の社会福祉法人が木更津市在住の所有者から農地を売買によって取得し、寄宿舍用地に転用したいとする案件でございます。総会資料の26ページが位置図となっております。

申請地は、東横田駅から南東へ200メートル弱の距離に位置しております。また、平川行政センターから200メートル強以内の範囲内にあります。このようなことから、農地区分といたしましては、第3種農地と判断されます。

土地の所在、権利関係等は議案記載のとおりでございます。

建物は、居室8部屋の平家建てが2棟建築されます。

排水関係ですが、汚水は合併浄化槽で処理し、排水路へ排水されます。雨水は抑制施設を通してから排水されます。

なお、この開発に係る一連の協議につきましては、袖ヶ浦市宅地開発事業指導要綱の規定による事前協議申請書が提出されておりますので、市の都市整備課において関係各課の意見を取りまとめまして協定書の締結までを行うこととなっております。

その他、特に懸念される問題等はないものと思われまます。

説明は以上です。よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（勝畑孟志君） 事務局の説明が終わりましたので、地元委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

7番、小川良夫委員、お願いします。

○7番（小川良夫君） 7番、小川です。この件について、昨晚代理人の行政書士、〇〇事務所の〇〇さんから説明を受けました。社会福祉法人〇〇〇が個人等の住居用に木造平家建ての寄宿舍の建設を計画をしているということでございます。現地は、先ほど事務局からもお話がありましたが、26ページで、〇〇〇駅から南東方面へ200メートルほど進んで、さらに左に50メートルほど入ったところでございます。地目は田となっておりますが、もう10年以上前に埋め立てられておりまして、現在は、けさ、早朝私見てきたのですが、きれいに草を刈った整備された状況で管理されております。現場は道路路面以外は三方が宅地でありまして、転用しても近隣への影響は少ないと思っておりますが、ご審議のほどよろしく願いいたします。

以上です。

○議長（勝畑孟志君） 説明が終了いたしましたので、これより質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（勝畑孟志君） 質疑はないようですので、質疑を打ち切り、直ちに採決をいたします。

議案第2号の2について、賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（勝畑孟志君） 賛成全員でございます。

よって、議案第2号の2については許可相当と決定します。

次に、議案第2号の3について事務局の説明を求めます。

佐久間君、お願いします。

○事務局（佐久間 章君） 議案第2号の3についてご説明申し上げます。

本件は、市内の社会福祉法人と、議案第2号の2の社会福祉法人と同じ法人になります。社会福祉法人が市内在住の所有者から申請地を賃貸借して駐車場用地に転用したいとする案件でございます。

総会資料の27ページの位置図をごらんください。申請地は、百目木公園通りから県道長浦上総線に向かって富岡大橋を渡って、〇〇〇〇〇の北側に位置しております。周囲に農地、住宅が混在する第2種農地で、土地の所在、権利関係等は議案記載のとおりでございます。

排水につきましては、駐車場のみの利用であることから、特別の排水施設等は設けないとのごとでございまして、その他特に懸念される問題等はないものと思われまます。

説明は以上です。よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（勝畑孟志君） 事務局の説明が終わりましたので、地元委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

23番、前橋勇委員、お願いします。

○23番（前橋 勇君） 現地、所在地はまず百目木飛地でございます、たまたま百目木を、長靴履い

ていまして、ここに実際社会福祉法人が建設されるときは圏域からの議員さんが限定していたわけなのですけれども、今回私のほうで担当ということで言われましたので、隣の区域ですから、私のほうで現地見てきたわけなのですけれども、11月16日に現地に行きまして、譲渡人、〇〇さん、そして〇〇〇理事、それとあと、測量会社、ここは〇〇測量会社を立ち上げていました。先ほど事務局のほうで説明がありましたように、川沿いの田んぼでありまして、周りは竹やぶと申しますか、それで、西側に〇〇土地改良区と新しくできた老人ホームがありますので、それと施設に挟まれた近くの田んぼでありまして、田んぼといいましても休閑地でありました。たまたまきれいに刈ってありましたけれども。社会福祉法人〇〇〇は平成20年ですから、3年目です。障害者が短期入所等であずかっている施設であります。今回また新しい制度を設けるというような形の中で、職員あるいは親御さんが、その利用が増えるということで、隣接地を賃借して、なおかつそれを利用したいというようなこととございます。若干盛り土等を行う予定ですが、駐車場としての利用だけなのですよね。駐車台数は39台、約40台近くの車両がとまれるということができるというようなことをおっしゃっていました。そういうようなことでありまして、よろしくご審議をお願いいたします。

それと、賃借権設定ですが、まず3年更新となっております。

以上です。

○議長（勝畑孟志君） 説明が終了いたしましたので、これより質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

長谷川委員。

○13番（長谷川重義君） 13番、長谷川です。これは2号のほうの関係、寄宿舍の用地等の絡みも多少あるのだと思うのですが、距離的な、どの程度距離が離れているのか、ちょっと教えていただければと思います。

○議長（勝畑孟志君） 事務局。

○事務局（佐久間 章君） 総会資料の26ページをちょっと見ていただきたいと思います。丸で囲ったところが寄宿舍予定地です。下のほうです。下のほうへ来て、〇〇〇〇を渡って突き当たりますよね。その突き当たった東側が法人の施設です。ですので、距離的に1キロ強ぐらいですかね。

以上です。

○13番（長谷川重義君） はい、わかりました。

○議長（勝畑孟志君） ほかにございますか。

榎本委員。

○19番（榎本雅司君） 先ほど若干埋め立てを行うということなのですけれども、どのくらいのところがそこを埋めるか、わかりますか。

○議長（勝畑孟志君） 事務局。

○事務局（佐久間 章君） 一番埋める高さの高いところが163センチです。かなり下、低くなってい

ます。

○19番（榎本雅司君） 先ほどの説明の中で、この脇が〇〇の機場になっているのですよ、揚水の。基本的に農家と一般の心臓部になるのです、水利の。そういうあれで、工事行うときに、先ほど工事のいろいろ話した弊害が起きないように、くれぐれも注意して工事をやってくださいという話です。済みません。

○議長（勝畑孟志君） 事務局。

○事務局（佐久間 章君） そのように、では業者に伝えます。

○議長（勝畑孟志君） ほかにございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（勝畑孟志君） 質疑はないようですので、質疑を打ち切り、直ちに採決をいたします。

議案第2号の3について、賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（勝畑孟志君） 賛成全員でございます。

よって、議案第2号の3については許可相当と決定します。

◎議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更承認申請

○議長（勝畑孟志君） 次に、農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更承認申請を議題といたします。

議案第3号について、事務局の説明を求めます。

佐久間君、お願いします。

○事務局（佐久間 章君） 議案第3号についてご説明申し上げます。

本件は、市原市の株式会社が、申請地を川原井在住の所有者から農地を使用貸借して、砂利採取のための搬出路用地として一時転用しておりまして、この期間を延長しようとする案件でございます。

総会資料29ページの位置図をごらんください。申請地は、平岡小学校幽谷分校から南東へ約1キロメートルに位置した第2種農地で、土地の所在、権利関係等は議案記載のとおりでございます。

申請内容といたしましては、平成24年1月5日付で許可が出ておりまして、その期間が平成25年1月31日までとなっております。この期間を平成26年1月31日まで延長しようとするものでございます。砂利採取事業の認可期間の延長に伴う案件でございます。

説明は以上です。よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（勝畑孟志君） 本案件につきましては、農地法第5条第1項の規定による許可後の計画変更承認申請ですので、地元委員の意見及び現地調査の報告は省略し、質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（勝畑孟志君） 質疑はないようですので、質疑を打ち切り、直ちに採決いたします。

議案第3号について、賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（勝畑孟志君） 賛成全員でございます。

よって、議案第3号については許可相当と決定します。

◎議案第4号 平成24年度第8次農用地利用集積計画承認の件

○議長（勝畑孟志君） 次に、議案第4号 平成24年度第8次農用地利用集積計画承認の件を議題とします。

議案第4号について、事務局の説明を求めます。

鈴木君、お願いします。

○事務局（鈴木良宏君） それでは、議案第4号についてご説明いたします。

今回の申請は、利用権の設定が4件で3万2,810平方メートルとなっております。個々の内容につきましては、記載のとおりでございますので、説明は省略させていただきます。

農用地利用集積計画書（案）8ページをお開きいただきたいと思います。今回利用権の設定を受ける方の経営状況等が記載されております。現経営耕地面積は記載のとおりでございますので、概略を説明させていただきます。

○○○○さんですが、申請面積は10.21アール。○○○○さんですが、申請面積は21.25アール。○○○○さんですが、申請面積は43.75アール、株式会社○○農園ですが、申請面積は252.89アールです。

以上でございます。

○議長（勝畑孟志君） 事務局の説明が終わりましたので、これより質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

平戸委員。

○3番（平戸正己君） 3番、平戸です。この株式会社○○農園というのはいつからあったのですかね。

○議長（勝畑孟志君） 事務局。

○事務局（鈴木良宏君） 事務局、鈴木です。

株式会社○○農園につきましては、新規に農業生産法人として設立がございまして、その設立に伴い、経営耕地について地権者である方の親御さんから農地を使用貸借、経営者の方のご家族の方、その方も一応取締役になっておりまして、その取締役の方の農地を会社として借り受けるという形で今回農業生産法人としての土地の賃貸借権の設定をするものでございます。

以上です。

○議長（勝畑孟志君） ほかにございますか。

はい。葛田委員。

○5番（葛田秀治君） 5番、葛田ですけれども、農業生産法人、過去の例だと5法人でしたっけ、これ新たに加わったという認識でよろしいですか。

○議長（勝畑孟志君） 事務局。

○事務局（鈴木良宏君） 本年度に新規に農業生産法人を設立して、農業生産法人が市内に1つふえました。

○議長（勝畑孟志君） 5番。

○5番（葛田秀治君） では、5法人今までであった中に、今年度、今回これが加わったという認識でよろしいのですね。

○議長（勝畑孟志君） 事務局。

○事務局（鈴木良宏君） ちょっと説明があれでしたけれども、今農業生産法人5社ございまして、そのうちに今度新しく1社ふえましたので、こちらで6社になります。

以上です。

○5番（葛田秀治君） わかりました。

○議長（勝畑孟志君） ほかにございますか。

渡辺委員。

○22番（渡辺喜一君） ちょっとわからないので聞きたいのだけれども、〇〇農園というのは、現在は経営面積ゼロなので、今度やるとなったら、これ新規農業者に該当するのですね。

○議長（勝畑孟志君） 事務局。

○事務局（鈴木良宏君） 今回〇〇農園さんにおかれましては、取締役個人で認定農業者のほうをとっておられる方が、認定農業者の方が今度改めて法人として、改めてまた再度認定農業者としての認定を今現在申請しているところでございます。そういった関係から、認定農業者であった方が今度は法人格になった上で、また再度認定の農業者としてやっていくような形になるということになりましたので、今回経営基盤強化促進法により農地の貸し借りのほうを申請していただいて、法人としての農地の権利の取得をするという形で申請をしていただきました。

以上です。

○議長（勝畑孟志君） 渡辺委員。

○22番（渡辺喜一君） 要は新規農業者に当たるか当たらないか、その辺をちょっと教えてほしいのです。当たらないのだったら当たらないという、その辺端的に教えてください。

○事務局（鈴木良宏君） 新規に該当しないという形で、法人格に昇格したという形で今回権利の設定をしていただいた形になります。

○議長（勝畑孟志君） ほかにございますか。

長谷川委員。

○13番（長谷川重義君） 13番、長谷川です。今の件ですけれども、これ新規でないというのは、法的な根拠みたいなもの、あったら示していただきたいと思います。

○議長（勝畑孟志君） 事務局。

○事務局（鈴木良宏君） こちら千葉県農業会議と協議をした上で、新規設定ということですのでけれども、既存の農業者の方が法人になったということで、そのまま農業会議のほうと調整をとりまして、利用権の設定でいけるということで、そういった会議の内容を確認しながら今回利用権の設定をつけさせていただきました。

○13番（長谷川重義君） はい、わかりました。

○議長（勝畑孟志君） ほかにございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（勝畑孟志君） 質疑はないようですので、質疑を打ち切り、直ちに採決いたします。

議案第4号について賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（勝畑孟志君） 賛成全員でございます。

よって、議案第4号については原案のとおり可決されました。

◎議案第5号 下限面積の設定について

○議長（勝畑孟志君） 次に、議案第5号 下限面積の設定についてを議題といたします。

本案件につきましては、農業委員会は「農業委員会の適正な事務実施について」に基づき、毎年下限面積の設定または修正の必要性について審議することとなっております。現在は、農地法第3条第2項第5号による下限面積基準50アールとしており、この理由は、農業経営上必要最低限の面積であることから規定されるものです。しかしながら、新規に農業を誰もができるようになどの観点から、毎年見直すことが必要であるとの指導がなされています。このことから、袖ヶ浦市農業委員会においても下限面積を見直すことが必要かどうかの判断をしなければなりません。

それでは、議案第5号について、事務局の説明を求めます。

鈴木君、お願いします。

○事務局（鈴木良宏君） それでは、議案第5号 下限面積の設定についてご説明申し上げます。

農地法施行規則第20条第1項の適用につきましては、方針といたしまして、現行の下限面積50アールの変更を行いません。理由は、経営面積が小さいと安定した収益が得にくいこと、農業経営が効率的かつ安定的に継続して行われないことが想定されます。また、当市は自然的経済的条件から営農条件はおおむね同一と認められる地域であることから、農地法で定められている下限面積50アールといたします。

次に、農地法施行規則第20条第2項の適用につきましては、方針といたしまして、現行の下限面積

50アール要件の変更は行いません。理由は、下限面積未満の農地、または採草放牧地を耕作または養畜の事業に供する者の数が増加することにより、農地または採草放牧地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を来すことが想定されるためです。

以上でございます。

○議長（勝畑孟志君） 事務局の説明が終わりましたので、これより質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○議長（勝畑孟志君） 質疑はないようですので、質疑を打ち切り、直ちに採決いたします。

議案第5号について、賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（勝畑孟志君） 賛成全員でございます。

よって、議案第5号については原案のとおり可決されました。

◎報告事項

○議長（勝畑孟志君） 次に、日程第3、報告事項に入ります。

事務局に説明を求めます。

佐久間君、お願いします。

○事務局（佐久間 章君） それでは、ご報告申し上げます。

農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出書の提出がありましたので、袖ヶ浦市農業委員会庶務規定第11条第7号の規定に基づき局長専決にて処理をしましたので、報告いたします。

なお、専決処分期間は平成24年10月1日から10月31日までです。

次に、報告第2号についてご説明申し上げます。

農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出書の提出がありましたので、袖ヶ浦市農業委員会庶務規定第11条第7号の規定に基づきまして、局長専決にて処理をしましたので、ご報告申し上げます。

専決処理期間は、こちらも平成24年10月1日から10月31日まででございます。

説明は以上です。

○議長（勝畑孟志君） 報告は以上です。

◎その他

○議長（勝畑孟志君） 次に、日程第4、その他に入ります。

事務局、何かございますか。

〔「ございません」と言う人あり〕

◎閉 会

○議長（勝畑孟志君） 本日の日程は全てこれで終了いたしました。

これをもちまして第34回農業委員会総会を閉会いたします。

午後4時42分 閉会